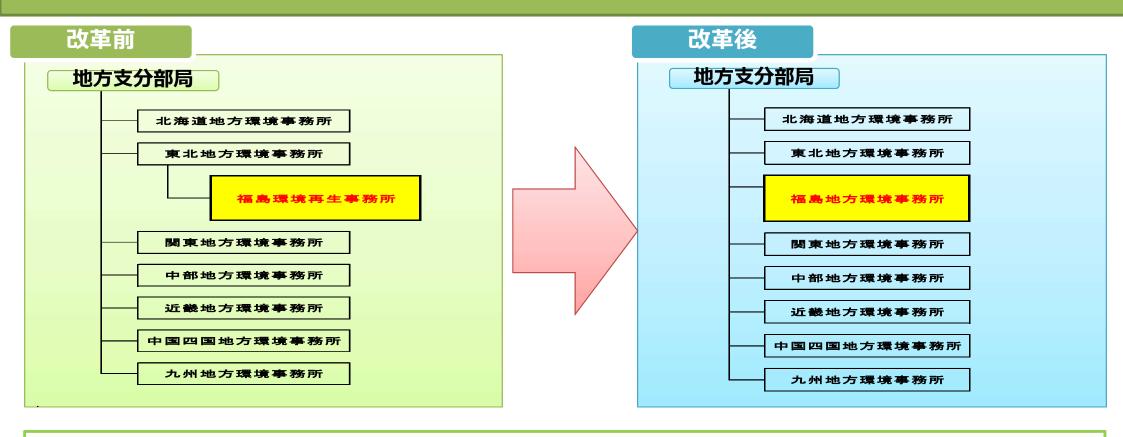
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件



- ○東日本大震災の発災から6年を迎え、復興・創生の取組を一層加速化し、被災された方々の生活を 一刻も早く取り戻す必要がある。
- ○そのためには、環境省が担う**放射性汚染物質の対処に関する業務を一元化・充実**させることが重要と考えており、
- ・本省において、関係業務を一元化し、新たに環境再生・資源循環局を設置するとともに、
- ・今後、中間貯蔵施設の整備や指定廃棄物の処理など、最も重要な業務を行うべき福島県において、 これまで東北地方環境事務所の支所であった**福島環境再生事務所**を、地方支分部局である**福島地方環 境事務所へ格上げする**ことで、**現地の意思決定の迅速化及び体制強化**を図る。
- ○地方支分部局の設置については、地方自治法第156条第4項に「**国の地方行政機関は、国会の承認を 経なければ、これを設けてはならない。**」と規定されていることから、国会の承認を求めるもの。